

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

規制の名称：解除等の予告

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室

評価実施時期：令和5年2月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

○特定受託事業者に係る取引については、取引自由の原則が妥当するため、基本的には発注事業者が、民法等の定めるところにより、契約を解除することができる。

○一方で、特定受託事業者は特定業務委託事業者との間で一定の取引関係が継続する（更新により一定期間継続している場合を含む）と依存度が高まり、当該契約が突如として解除された（更新されなかった）場合には、新たな取引先を探す間の時間的損失や経済的損失を被る。

○また、特定受託事業者に係る取引について、理由の説明もなく一方的に契約を解除されるといった事例も報告されており、こういった場合には、契約存続の交渉の機会の損失や発注者とのトラブルに発展する可能性が生じる。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

○特定受託事業者が次の取引に円滑に移ることができるようにし、解除等に伴う時間的・経済的損失を軽減することを目的として、契約の期間が一定期間以上である契約（更新により一定期間継続している場合を含む）の中途解除や不更新について、少なくとも30日前の予告をしなければならないものとする。

○特定受託事業者に係る取引に解除等が発生する場合において、特定受託事業者の今後の事業の見直しに資することや契約存続の交渉機会の確保、解除等に係るトラブル防止に資することを目的として、特定受託事業者からの求めがあった場合に解除等の理由を開示しなければならないとする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

○遵守費用として、特定業務委託事業者が特定受託事業者との契約を解除又は更新しない場合に事前予告を行う等の事務が発生するが、予告方法については、書面に限らず、口頭や電子メール等の方法も認めることから、発注事業者の負担は限定的である。  
○行政費用として、特定受託事業者から本規制に係る申告があった場合の事実確認、違反があった場合の是正措置等に係る事務（都道府県労働局が対応）が発生する。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

特定受託事業者との契約の解除等についての事前予告や特定受託事業者からの求めに応じた理由の開示によって、契約に関するトラブルの未然防止になるほか、特定受託事業者の次の取引への円滑な移行に資することから、特定受託事業者の取引市場の発展にもつながる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

- 特定受託事業者との契約解除又は契約を更新しない場合の事前予告を行う事務等が発生するが、事前予告の方法については、書面に限らず口頭や電子メール等の方法も認めることから、特定業務委託事業者の負担は限定的である。
- 契約の解除等の事前予告や理由の開示は、
- ・契約解除等に係るトラブルの未然防止になり、トラブルや苦情が生じた際の対応コストが削減できることや、
  - ・特定受託事業者の次の地理引きへの円滑な移行に資し、特定受託事業者の取引市場の発展につながることに鑑みると、遵守費用を超えた便益がある。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制を努力義務とすることも考えられるが、特定業務委託事業者により、契約の中途解除等に係る事前予告の有無等が分かれることは、特定受託事業者にとっては、事業の継続等に係る予測可能性を損なうとともに、一部でも突然の解除が行われた場合には、事業機会の損失等の被害が大きいことから、事前予告を義務づけることが必要である。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階において、事前評価書等の活用は行っていない。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第 2 項の規定に基づき、施行後 3 年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

あらかじめ指標を設定することは困難。